

商店街感染症対策等支援事業（需要喚起）の事務局運営要領

1. 総則

大阪府の「商店街感染症対策等支援事業（需要喚起）」の事務局運営業務については、この要領に定めます。

本事業実施においては、先に実施している「商店街感染症対策等支援事業」を踏まえて行うものとし、

また、本事業は、新型コロナウイルス感染症にかかる政府の基本的対処方針や業界別ガイドラインなど業界毎の感染症対策の実施状況、地域毎の感染症流行状況等を勘案しつつ、段階的に実施するものとし、

開始時期や実施範囲等についても、関係省庁等に相談の上、決定するとともに、新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中においても見直しを図ることがあります。

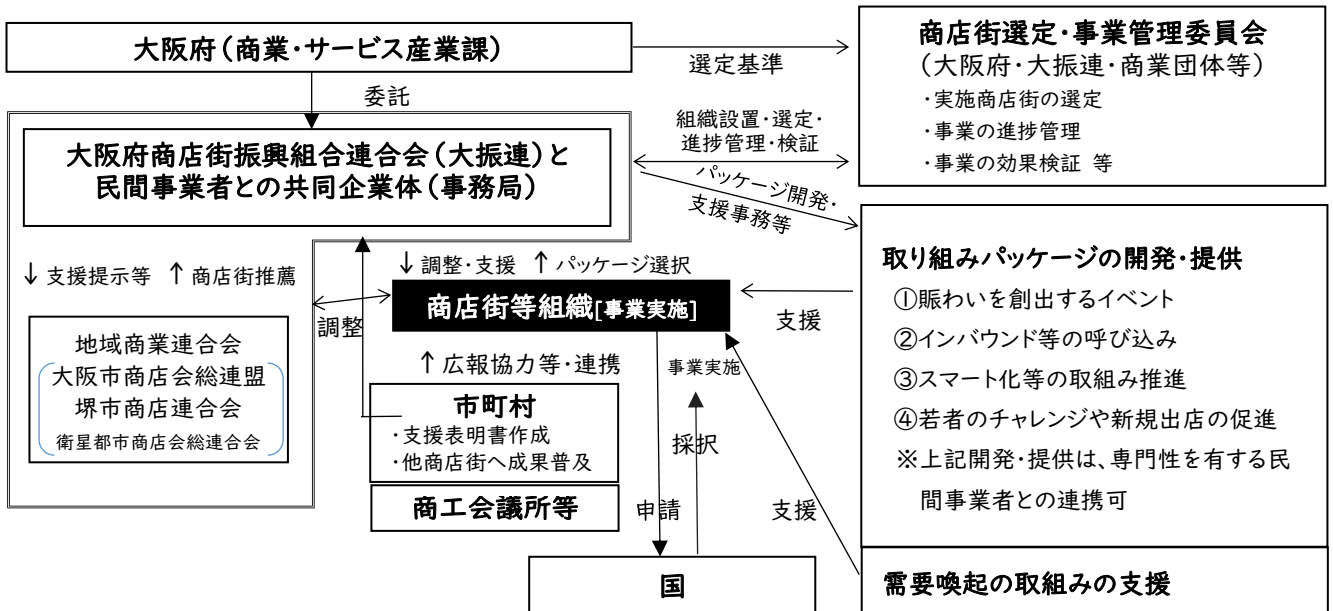
2. 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うインバウンドの急減や外出自粛により大きな打撃を被っている商店街において、府内の人の流れと賑わいを創出し、大阪経済を再活性化するための需要喚起の準備及び実施の支援を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うインバウンドの急減や外出自粛等の影響により、府内商店街はこれまでにない打撃を受け、風評被害の影響もあって来街者・売上が激減しています。府民の日常生活を支えるため奮闘している商店街は厳しさを増しており、大阪の経済・雇用および府民生活への大きな影響が不可避となっています。

このため、府内商店街における需要喚起のための準備を進めるとともに、府内の人の流れと街の賑わいを創出し、大阪経済を再活性化するための事業を実施します。

3. 事業スキーム



4. 業務内容

(1) 支援対象

① 支援対象数：100商店街等組織

② 組織的に以下に取り組む意欲がある大阪府内の商店街等組織とします。

ア 「3密」を回避するなど府民が安心して買い物ができるクリーンな商店街をめざして取り組むこと

イ 経済産業省で実施予定の「GoTo商店街キャンペーン」事業に応募すること

ウ 「GoTo商店街キャンペーン」事業採択後の事業実施、大阪経済を再活性化するための需要喚起に取り組むこと

※事業の実施等にあたっては、「新しい生活様式」を踏まえた「感染症拡大予防」に努めること。

(注) 商店街等、商店街等組織とは、それぞれ以下に該当するものをいいます。

<商店街等> ・商店街その他の商業の集積等(共同店舗・テナントビル等※)

※共同店舗、テナントビル等については、小売業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であることが必要です。

<商店街等組織> ・商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織

・商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

(2) 支援対象商店街等組織の選定

① 大阪市商店会総連盟、堺市商店連合会及び大阪府衛星都市商店会総連合会に支援メニュー等の概要を提示し、実施商店街等組織の候補の提案を受けること。

② 提案元の上記①の商業団体に対し実施商店街等組織が作成する「事業実施合意書」の提出を求めること。

③ 上記①の団体等に未加入の商店街等組織から本事業実施の申し出があった場合は相談に応じること。

④ 支援対象商店街組織等が所在する市町村商業担当課に「支援表明書」の提出を求めること。

⑤ 大阪府、大阪府商店街振興組合連合会及び有識者等で構成する「商店街選定・事業管理委員会」を設置・運営し、府が提示する「選定基準」にそって、本事業の実施商店街等組織を選定すること。

(3) 支援業務メニュー

「商店街選定・事業管理委員会」を設置し、事業の進捗管理及び本事業の効果測定等を行うこととします。

項目	支援業務メニュー
需要喚起の準備及び実施の支援	<p>○「GoTo 商店街キャンペーン」事業応募に向けた4つの取組みのパッケージ化・マニュアル作成を実施。</p> <p>①賑わいを創出するイベントパッケージ ・多世代が楽しめるイベント、まちバル、まちゼミなど</p> <p>②国内外からの顧客の呼び込むパッケージ ・店舗・地域資源を活用した文化体験、まち歩きツアーなど</p> <p>③スマート化等の取組み推進パッケージ ・クラウドファンディング、キャッシュレス(地域マネー)決済、テイクアウト・デリバリー・買い物代行・移動販売など</p> <p>④若者のチャレンジや新規出店の促進パッケージ ・チャレンジ出店、シェアスペース、オリジナル商品開発促進</p> <p>○上記マニュアルの商店街への提供、「GoTo 商店街キャンペーン」事業応募・実施等の支援を実施。 ・専門家(中小企業診断士等)を商店街に派遣 (専門性を有する民間事業者との連携可)</p> <p>○需要喚起の取組みの支援</p>
上記取組みの情報発信等	<p>①商店街の需要喚起を促す広報物作成(統一したロゴ、キャッチコピー使用)</p> <p>②府内全域の取組みをHP・SNSなどにより発信 など</p>

※事務局の業務遂行にあたっては、IT などを活用し可能な限り「3 密」を回避するよう努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策に関する国及び府の取組みと可能な限り連動するよう留意すること。

※支援実施にあたっては、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」、大阪府感染拡大予防に係る標準的対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に関する国及び府の取組みや業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえるよう留意すること。

パッケージは、商店街版「新しい生活様式」の大阪モデルをめざし、キャンペーン終了後も、商店街等が継続して取り組みやすいもの。また、多くの商店街で活用できる汎用性が高いものとする。

(4) 需要喚起の取組みの支援

「GoTo商店街キャンペーン」事業に採択された商店街に対して、需要喚起の取組みの支援を行う。

支援にあたっては、府が提示する「支援基準」にそって、事務を行うこと。(支援の詳細は今後決定)

(5) スケジュール(予定)

時期	支援業務	実施商店街等組織選定
令和2年 6月 6~7月	パッケージ化・マニュアル作成等 商店街等組織へパッケージ提示、調整 事業エントリー準備・応募支援 需要喚起広報物作成、HP 等で発信	商業団体へ説明 商店街選定・事業管理委員会 で選定
7月下旬~	「GoTo 商店街キャンペーン」と連動した需要喚起の取 組みの支援 ↓	
12月	支援終了予定	事業の効果を測定
3月	事業終了	当該委員会への結果報告

※新型コロナウイルス感染症の収束状況等によっては、スケジュールが変更となる場合があります。

(6) 成果目標・効果検証

①成果目標:令和2年12月末までに100商店街等組織で需要喚起を実施

②効果検証:店舗・来街者へのアンケート調査実施など

※支援終了後、効果検証結果をとりまとめのうえ、「商店街選定・事業管理委員会」を開催し報告すること。

※事業完了後に事業報告書を提出すること。事業報告書は、実施内容、成果、効果検証結果等を分かりやすく、かつ詳細な内容にすること。[事業報告書:冊子(A4判)、(概要版(A3判1枚)及び電子データ)

※府が実施する商店街活性化セミナーなどで、事業終了後の進捗状況等を報告していただく場合がありますので、その際は、可能な限り協力すること。

5. 委託予算額等

本業務を遂行するために必要となる委託予算額は、91,044,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を超えない範囲で決定されます。

予算額 91,044,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

〔参考：積算内訳〕

- ・事務局運営経費等 41,044,000 円（専門家、パッケージ企画、情報発信を含む）
 - ・商店街需要喚起等 50,000,000 円（100 商店街×50 万円）
- ※委託先は大阪府商店街振興組合連合会と民間事業者の共同企業体を想定

また、対象となる費用の区分は以下のとおりとします。なお、費用は可能な限り複数の事業者の価格を比較し発注するなどに努めるとともに、費用のうち事務費は可能な限り合理化することに努めるものとします。

「商店街感染症対策等支援事業（需要喚起）」の事務局運営業務に係る費用の区分

区分	内容
事業費	謝金、旅費、店舗等賃借料、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、借料・損料、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費、印刷製本費、光熱水料、その他必要な経費
事務費	人件費、外注費、委託費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、事務所維持費、広報費、光熱水料、賃借料、印刷製本費、謝金、雑役務費、その他必要な経費

※経費に認められないもの

- ア 提案者の事務所の借上げ料や、事務所の光熱水費・消耗品などの管理運営費
- イ 備品を購入するための経費
- ウ 土地又は建物の財産的価値に影響を及ぼす工事の経費及び土地又は建物を取得するための経費。
- エ 仕入先等の者に対する接待、贈答その他これらに類する行為のための経費及び飲食にかかる経費。
- オ 協力者に対して渡す御礼、寸志及び商品券等のプレミアム分にかかる経費。
- カ その他、事業との関連性が認められない経費。

6. 事業の実施体制等

(1) 事業の実施体制

事務局は本事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければなりません。

- ①事務局の感染症対策及び業務継続体制の整備などの危機管理
- ②本事業の広報、連絡及び調整（市町村・商業団体等）
- ③「商店街選定・事業管理委員会」の設置・運営及び事業実施商店街等組織の選定
- ④事業実施商店街等組織への支援業務、進捗状況管理
- ⑤本事業の支払・精算及び経費関係帳簿の整備・保管
- ⑥本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- ⑦その他の事業管理に必要な事項についての対応

(2) 事業の実施期限

事業実施期限は、令和3年3月末までとします。なお、事務局は上記「4. (5) スケジュール」に記載のスケジュールで進捗するよう努めることとします。また、事務局は、事業の継続の可否に関わる事態が発生した場合には、速やかに大阪府の指示を仰ぐものとします。

(3) 指導監督等

- ①大阪府は、事務局による本事業の実施に関し、指導監督を行います。
- ②大阪府は、事務局に対し、実施商店街等組織の決定に当たって、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとしします。
- ③事務局は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等は、必要に応じ、遅滞なく大阪府に報告及び相談を行うものとしします。
- ④大阪府は、事務局に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ、改善等の指導及び助言を行うことができるものとしします。
- ⑤事務局は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、大阪府に速やかに報告するものとしします。

7. 民間事業者の条件及び契約手続き等

民間事業者の条件及び契約手続き等については、令和 2 年度の大阪府の「商店街等エリア魅力向上モデル事業に係る企画提案公募要領」に規定する「公募参加資格」及び「契約手続きについて」等を準用します。

8. 問い合わせ先

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 商業・サービス産業課 商業振興グループ
郵便番号:559-8555
住 所:大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)25 階
電 話:06-6210-9496
メールアドレス:shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp